

国内経済要録

◇公定歩合および預金準備率の引上げ

日本銀行は12月21日、最近の経済情勢が石油問題の発生を機に物価が著しく騰勢を強めるなど憂慮すべき状態にあることにかんがみ、この際財政の緊縮方針など政府の施策とあいまって金融引締めをさらに一段と強化するため、公定歩合および準備預金制度の準備率を次のとおり引き上げることを選定した(前者は12月22日から、後者は49年1月1日から実施)。

(1) 公定歩合の引上げ

(単位・年%)

	変更後	変更前
商業手形割引歩合ならびに国債、特に指定する債券または商業手形に準ずる手形を担保とする貸付利率歩合	9.00	7.00
その他のものを担保とする貸付利率歩合	9.25	7.25

(2) 準備預金制度の準備率の引上げ

イ、預金(外貨預金および非居住者自由円預金を除く)の残高についての準備率

指定金融機関	預金残高区分	準備率
銀行、長期信用銀行、外国為替銀行	1兆円超	定期性預金 2.25%(0.25%引上げ) その他の預金 4.25%(0.5%引上げ)
	1,000億円超 1兆円以下	定期性預金 1.25%(0.25%引上げ) その他の預金 2.75%(0.25%引上げ)
相互銀行、信用金庫	1,000億円超	定期性預金 0.25%(据置き) その他の預金 1.5%(据置き)
	200億円超 1,000億円以下	定期性預金 0.25%(据置き) その他の預金 1.5%(据置き)
農林中央金庫		定期性預金 0.25%(据置き) その他の預金 1.5%(据置き)

ロ、債券の残高についての長期信用銀行および外国為替銀行の準備率 1.0%(据置き)

ハ、金銭信託(貸付信託を含む)元本の残高についての準備率 1.0%(据置き)

ニ、非居住者自由円債務の増加額についての準備率

10.0%(据置き)

(基準期間<昭和47年5月21日から6月20日まで>不変)

◇金融機関の貸出金利の最高限度の引上げ

日本銀行は12月27日、金利調整審議会の議を経て臨時金利調整法に定める金融機関の貸出金利の最高限度を次のとおり引き上げ、49年1月4日から実施することを決定した。

銀行の貸付の利率、手形の割引率および当座貸越の利率の最高限度

(単位・年%)

	変更後	変更前
貸付および手形の割引	11.50	9.50
当座貸越	12.25	10.25

◇市中貸出自主規制金利の最高限度の引上げ

12月21日の公定歩合引上げに伴い、銀行等では貸出自主規制金利の最高限度を次のとおり引き上げた(12月28日決定)。

(1) 銀行

全国銀行協会連合会では、銀行貸出自主規制金利の最高限度を次のとおり引き上げ、49年1月4日から実施した。

(単位・年%)

種 類	変更後	変更前
(1)標準金利 信用度の特に高い手形の割引および貸付	9.25	7.25
(2)その他の手形の割引ならびに貸付	11.00	9.00
(3)当座貸越	12.00	10.00

(2) 信託銀行

信託協会では、指定金銭信託資金の貸出自主規制金利の最高限度を次のとおり引き上げ、49年1月4日から実施した。

(単位・年%)

種 類	変更後	変更前
(1)標準金利 信用度の特に高い手形の割引および貸付	9.50	7.50
(2)その他の手形の割引ならびに貸付	11.25	9.25

◇銀行等の預貯金利率の引上げ

日本銀行は12月31日、金利調整審議会の議を経て金融機関の預貯金等の金利の最高限度を49年1月14日から(1)のとおり引き上げることと決定、これに伴い同日以降のガイドラインとしての預金細目金利も(2)のとおり引き上げることと決定した(同時に特例として(1)のロ.および(2)のハ.を12月10日にさかのぼって実施することを決定)。

(1) 金融機関の預貯金等の金利の最高限度

イ. 銀行の預金または貯金の利率および定期積金の利回りの最高限度

期間の定めがある預金	年7.5%(変更前6.75%)
当座預金	無利息(変更なし)
納税準備預金	年3.75%(変更前3.25%)
その他の預金	年3.25%(〃2.75%)

ただし、実施日の前日までに受け入れた期間の定めがある預金については、従前の最高限度によることとする。

ロ. 期間の定めがある預金についての特例

昭和48年12月10日から昭和49年1月12日までの間に受け入れる期間の定めがある預金(期間6か月の定期預金および据置貯金に限る)の利率の最高限度
年7.25%

(2) ガイドラインとしての預金細目金利

イ. 金融機関の預貯金利率および定期積金利回り

(イ) 期間の定めがある預金

定期預金

期間3か月のもの	年5.25%以下 (変更前4.25%以下)
〃6か月のもの	年6.25%以下 (〃5.25%以下)
〃1年のもの	年7.25%以下 (〃6.25%以下)
〃1年6か月のもの	廃止(〃6.5%以下)
〃2年のもの	年7.5%以下 (〃6.75%以下)

ただし、

期間2年のものの1年を経過した日に行われる中間利払いの利率
(変更前5.25%以下)

期限前払戻しの場合の

預入期間中の利率

預入期間が6か月未満の場合
当該払戻しが行われる日の普通預金の利率以下(変更なし)

預入期間が6か月以上1年未満の場合
(変更前4.25%以下)

預入期間が1年以上1年6か月未満の場合
(〃5.0%以下)
預入期間が1年6か月以上の場合
(〃5.5%以下)

期限後利率

現払いの場合(他預金への振替えを含む)
当該現払いが行われる日の普通預金の利率以下(変更なし)

定期預金または据置貯金に継続書替えの場合
継続預入後の定期預金または据置貯金の当該継続書替えが行われる日の利率(〃)

据置貯金
定期預金の利率に準ずる(〃)

定期積金
年4.6%以下(変更前4.1%以下)

ただし、期限前払戻しの場合の預入期間中の利率
当該払戻しが行われる日の普通預金の利率以下(変更なし)

(ロ) 当座預金
無利息(変更なし)

(イ) 納税準備預金(納税貯蓄組合預金を含む)
年3.75%以下(変更前3.25%以下)

ただし、納税目的以外の事由により払出しのあった場合のその払出しの属する利息計算期間中の利率

(ニ) その他の預金
普通預金および普通貯金
年3.0%以下(変更前2.5%以下)

通知預金
年3.25%以下(〃2.75%以下)

ただし、据置期間中に払戻しがあった場合の預入期間中の利率
(変更なし)

別段預金およびその他の雑預金
年3.0%以下(変更前2.5%以下)

ロ. 金融機関相互間の特例
金融機関相互間の定期預金の利率は、上記イ.にかかわらず、期間3か月以上6か月未満のものについては年6.0%以下、期間6か月以上のものについては年7.0%以下とする(変更前はそれぞれ5.0%以下および6.0%以下)。

ハ. 期間6か月の定期預金の特例

昭和48年12月10日から昭和49年1月12日までに受け入れる期間6か月の定期預金

年7.25%以下 (変更前6.25%以下)
 なお、定期預金の期限後利率について、当該期間6か月の定期預金に継続書き替えられた場合の利率は、年6.25%以下とする。

◇長期金利の引上げ

1. 国債、政府保証債、地方債

政府は、国債、政府保証債、地方債の発行条件をそれぞれ次のとおり改訂(いずれも12月28日決定)、49年1月債から実施した。

国債等の応募者利回り

(単位・年%、カッコ内は表面利率、発行価格)

	変更後	変更前
国債	8.020 (7.75%、98.50円)	7.302 (7.0%、98.25円)
政府保証債	8.337 (8.2%、99.25円)	7.575 (7.4%、99.00円)
地方債	8.546 (8.5%、99.75円)	7.771 (7.7%、99.60円)

2. 事業債

公社債引受協会では、事業債の発行条件を次のとおり

事業債の応募者利回り

(単位・年%、カッコ内は表面利率、発行価格)

	変更後		変更前	
	10年債	7年債	10年債	7年債
AA格債	9.191 (9.0%、99.00円)	9.058 (9.0%、99.75円)	8.181 (8.0%、99.00円)	8.055 (8.0%、99.75円)
A格債	9.240 (9.0%、98.75円)	9.117 (9.0%、99.50円)	8.227 (8.0%、98.75円)	8.111 (8.0%、99.50円)
BB格債	9.289 (9.0%、98.50円)	9.175 (9.0%、99.25円)	8.274 (8.0%、98.50円)	8.168 (8.0%、99.25円)
B格債	9.393 (9.2%、99.00円)	9.258 (9.2%、99.75円)	8.383 (8.2%、99.00円)	8.256 (8.2%、99.75円)

改訂(12月27日決定)、1月債から実施した。

3. 貸付信託予想配当率および合同運用指定金銭信託予定配当率

信託銀行7行および大和銀行では、貸付信託の予想配当率ならびに合同運用指定金銭信託の予定配当率を次の

貸付信託予想配当率 (単位・年%)

	変更後	変更前
契約期間2年もの	7.70	6.95
〃 5年もの	8.52	7.72

と引き上げ(12月25日決定)、それぞれ12月21日および49年1月14日から実施した。

合同運用指定金銭信託予定配当率

(単位・年%)

	変更後	変更前
契約期間1年以上のもの	7.25	6.25
〃 2年以上のもの	7.55	6.80
〃 5年以上のもの	8.33	7.53

4. 利付金融債および割引金融債

長期信用銀行3行、農林中央金庫、商工組合中央金庫

利付金融債の応募者利回り

(単位・年%、カッコ内は表面利率、発行価格)

	変更後	変更前
利付金融債5年もの	8.500 (8.5%、100.00円)	7.700 (7.7%、100.00円)
〃 3年もの	8.262 (8.2%、99.85円)	7.500 (7.5%、100.00円)

割引金融債の応募者利回り

(単位・年%、カッコ内は割引率、発行価格)

	変更後	変更前
割引金融債	7.747 (7.17%、93.52円)	6.746 (6.30%、93.68円)

および東京銀行では、利付金融債および割引金融債の発行条件を上表のとおり改訂(利付金融債は東京銀行が25日、その他は26日決定、割引金融債は27日決定)、1月債から実施した。

5. 長期貸出最優遇金利

長期信用銀行3行、信託銀行7行、生命保険・損害保険各社、農林中央金庫は、長期貸出最優遇金利を次のとおり引き上げ(信託銀行は12月25日、その他は12月26日決定)、49年1月4日以降新規貸出分から実施した。

(単位・年%)

	変更後	変更前
長期貸出最優遇金利	9.40	8.60

(注) 農林中央金庫については、系統外長期貸出最低実行金利。

◇昭和49年度一般会計予算概算および財政投融资計画の政府案決定

政府は、12月29日の閣議で、昭和49年度一般会計予算

概算および財政投融资計画の政府案を決定した。その概要は次のとおり。

(1) 一般会計予算

イ. 予算規模は、17兆994億円、48年度当初予算比19.7%増(以下、48年度との比較は当初予算対比)。

ロ. 歳入面の特徴

(イ) 租税、印紙収入は、所得税の大幅減税(1兆4,800億円、なお法人税等の増税を差し引いたネット減税額は1兆20億円)実施にもかかわらず、13兆7,620億円、48年度比24.2%増と引き続き高い伸び。

(ロ) 新規長期国債の発行予定額(収入金ベース)は2兆1,600億円と48年度比1,800億円の減額となり、国債依存度は12.6%(48年度16.4%)に低下。

ハ. 歳出面の特徴

(イ) 公共事業関係費は、総需要抑制の観点から圧縮が図られ、2兆8,407億円と48年度をわずかながら下回った(59百万円の減少)。事業別には、とくに道路整備(48年度比0.8%減)、治山・治水(同0.5%増)な

どが抑えられ、一方、生活環境施設整備費(同21.6%増)、住宅対策費(同20.7%増)等生活関連投資は比較的高い伸び。

(ロ) 社会保障関係費は、2兆8,907億円、48年度比36.7%増と、福祉元年といわれた48年度(47年度比28.8%増)に引き続きかなりの拡充が図られている(一般会計歳出に占める社会保障関係費のウエイト、48年度14.8%→49年度16.9%)。

(2) 財政投融资計画

イ. 計画規模は、7兆9,234億円、48年度当初計画比14.4%増(以下、48年度との比較は当初計画対比)。

ロ. 原資面では、郵貯(48年度比32.6%増)のウエイトが36.6%(既往最高)に上昇、一方、政保債発行額は

昭和49年度財政投融资計画

(単位・億円)

昭和49年度一般会計歳入歳出予算案

(単位・億円)

歳入	49年度	48年度当初予算比		48年度の47年度比	
		増減(△)額	増減(△)率	増減(△)額	増減(△)率
租税および印紙収入	137,620	26,834	24.2%	25.2%	
その他収入	7,220	762	11.8	13.4	
公債金	21,600	△1,800	△7.7	20.0	
前年度剰余金受入れ	4,554	2,357	107.3	120.8	
合計	170,994	28,154	19.7	24.6	
歳出	社会保障関係費	28,907	7,762	36.7	28.8
	文教および科学振興費	19,633	3,930	25.0	20.4
	国債費	8,622	1,577	22.4	54.7
	恩給関係費	5,843	1,121	23.7	26.8
	地方交付税交付金等	34,144	5,944	21.1	20.7
	防衛関係費	10,930	1,576	16.8	16.9
	公共事業関係費	28,407	△1	△0.02	32.2
	(災害復旧等事業)費除をく	(26,688)	(931)	(3.6)	(28.0)
	経済協力費	1,660	372	28.9	25.7
	中小企業対策費	1,021	218	27.1	17.8
	食糧管理費	7,132	1,723	31.9	3.9
	産業投資特別会計へ繰入れ	663	△95	△12.5	8.8
	その他事項経費	21,433	3,727	21.1	20.7
	予備費	2,600	300	13.0	27.8
合計	170,994	28,154	19.7	24.6	

原資見込み	49年度	48年度当初計画比		48年度の47年度比	
		増減(△)額	増減(△)率	増減(△)額	増減(△)率
産業投資特別会計	669	△133	△16.6%	1.0%	
資金運用部資金	68,743	12,504	22.2	32.5	
うち郵便貯金	30,500	7,500	32.6	35.3	
厚生年金	15,900	1,420	9.8	19.6	
国民年金	2,400	△200	△7.7	22.4	
その他	19,943	3,784	23.4	44.1	
簡保資金	10,000	2,595	35.0	19.3	
(政府資金計)	(79,412)	(14,966)	(23.2)	(30.3)	
政府保証債	4,000	△500	△11.1	12.5	
政府保証借入金	22	△280	△92.7	△40.4	
合計	83,434	14,186	20.5	28.3	
使途別分類	住宅	15,566	3,057	24.4	31.3
	生活環境整備	12,991	1,653	14.6	56.6
	厚生福祉施設	2,453	431	21.3	35.5
	文教施設	2,010	597	42.3	31.0
	中小企業	12,275	2,025	19.8	21.7
	農林漁業	3,241	74	2.3	17.3
	(小計)	(48,536)	(7,837)	(19.3)	(33.6)
	国土保全・災害復旧	827	△743	△74.3	49.8
	道路	6,856	320	4.9	22.6
	運輸・通信	10,780	1,702	18.7	32.8
	地域開発	2,885	170	6.3	23.6
(小計)	(21,348)	(1,449)	(7.3)	(29.1)	
基幹産業	2,415	△45	△1.8	△6.9	
貿易・経済協力	6,935	745	12.0	13.8	
合計	79,234	9,986	14.4	28.3	

4,000 億円と48年度比 500 億円の減額(政保債依存度 5.0%)。

ハ. 運用面では、道路(48年度比4.9%増)、地域開発(同6.3%増)の伸びを抑え、住宅(同24.4%増)、厚生福祉施設(同21.3%増)に重点。

◇政府の昭和49年度経済見通し(暫定)

政府は12月21日、「昭和49年度の経済見通しと経済運営の基本的態度」を閣議了解した。このうち、経済見通しの主要指標は下表のとおり。

主 要 経 済 指 標

(△は減少)

	単 位	47年度	48年度	49年度	48年度	49年度
		(実績)	(実績見込み)	(見通し)	47年度	48年度
国民総生産 (実質対前年度比)	億 円	955,644	1,162,500	1,313,000	121.6 106.3	112.9 102.5
個人消費支出	億 円	490,756	600,000	702,000	122.3	117.0
国内民間総資本形成		263,705	349,000	359,500	132.3	103.0
企業設備		170,349	218,500	237,500	128.3	108.7
在庫品増加		23,153	37,500	16,500	162.0	44.0
民間住宅		70,203	93,000	105,500	132.5	113.4
鉱工業生産指数	昭和45年=100	114.6	123.8	125.0	108.0	101.0
卸売物価指数 (年度平均上昇率) (年度中上昇率)	昭和45年=100	102.3	121.3	135.7	118.6	111.9 104.8
消費者物価指数 (年度平均上昇率) (年度中上昇率)	昭和45年=100	112.8	128.6	140.9	114.0	109.6 105.2
経 常 収 支	百万ドル	6,155	△ 800	1,150		
国 際 輸 入	〃	8,328	3,100	5,200		
輸 出	〃	29,442	38,000	44,100	129.0	116.1
輸 入	〃	21,114	34,900	38,900	165.0	111.5
貿易外収支	〃	△ 1,836	△ 3,600	△ 3,700		
移 転 収 支	〃	△ 337	△ 300	△ 350		
長期資本収支	〃	△ 5,959	△ 7,800	△ 4,800		
基礎的収支	〃	196	△ 8,600	△ 3,650		
通 関 輸 出	〃	29,999	38,700	44,900	129.0	116.1
通 関 輸 入	〃	25,372	42,000	46,800	165.5	111.5

発出した。

(1) 優先的に取り扱うべきもの

- (イ) 国民生活安定緊急措置法の規定に基づきとくに生産等を促進すべき物資として指定されたものの生産等のために必要な資金。
- (ロ) 医療、教育、住宅等国民生活の基盤として不可欠なものに必要な資金。
- (ハ) 石油または電力の節減により顕著な影響をこうむることとなった中小企業が、その経営の維持のために緊急に必要なとする資金。

(2) 抑制的に取り扱うべきもの

- イ. 次の各号に掲げる資金については、業種のいかにかわらず、融資を抑制する。
- (イ) 国民生活安定緊急措置法等に基づきまたは所管官庁の行政指導により施行の繰延べまたは規模の縮小を行うべきものとされた設備投資(建築を含む、以下同じ)に係る資金。
- (ロ) 在庫積増しないし売惜しみ等の投機的用途に流れるおそれのある資金。
- (ハ) 土地取得に関連する資金。
- (ニ) 国民生活安定緊急措置法等の規定により、主務大臣の指示等に従わなかった者として公表されたものに対する資金。

ロ. 風俗営業および娯楽・映画業に対する融資については、これを抑制する。
 なお、その他サービス業等のうち当面緊要とは認められないものに対する融資についても、これを抑制するものとする。

ハ. 卸・小売業(ただし、中小企業を除く)、不動産業および旅館業に対する融資については、各金融機関において、これらの業種に対する貸出の増加率が総貸出の増加率を超えている場合においては、これを総貸出の増加率以下に抑制する。

ニ. 消費者信用等の個人向け融資(医療、教育等国民

◇金融機関の融資についての大蔵省通達

大蔵省は12月25日、いわゆる質的融資規制につき概要次のような通達(「当面の経済情勢に対処するための金融機関の融資のあり方について」)を各金融機関代表あてに

生活の基盤として不可欠なものに係る融資を除く）および割賦販売資金等の融資については、極力その増加を抑制する。

なお、個人向け住宅融資にあっても、高級またはしゃしにわたるものに対するものについては、これを抑制する。

(3) 地方公共団体等に対する融資

地方公共団体および地方公社等に対する融資についても、上記措置に準じ、その適正化に努めるものとする。

◇昭和48年度設備投資計画についての産構審答申

産業構造審議会は12月17日、総需要の抑制をいっそう強化することが必要となっている現下の経済情勢にかんがみ、民間企業の48年度下期設備投資計画を削減するよう政府に答申した(下表参照)。

◇為替管理の手直し

大蔵省では、最近における国際収支の動向にかんがみ、為替管理の一部を概要次のとおり手直しすることとした。

(1) 円転換規制の緩和(12月17日から実施)

円転換規制上、為銀は、非居住者自由円勘定残高の全額に見合う額の外貨資産保有を義務づけられていたが、同勘定残高の一定割合に見合う外貨資産の保有で足りる扱いに改める。

(2) 外債発行の許可再開(12月17日から実施)

本邦企業等の外債発行は46年5月の発行を最後に禁止してきたが、その発行代り金が対外投融資に充当されるなど本邦へ流入しないものに限り認める。

(3) インパクト・ローンの導入規制緩和(49年1月以降逐次実施)

インパクト・ローンの導入認可にあたっては、新規借入れを返済額の約半額にとどめる扱いとしてきたが、業種選別のうえある程度の純増を認めることとする。

(4) 輸出前受金の規制緩和(49年1月7日から実施)

輸出前受金の受領については、1件10万ドル以下(従来は1件1万ドル以下)のものは自由に認める扱いとする。

(5) 居住者外貨貸付制度の一部改正(12月17日から逐次実施)

居住者外貨貸付については、48年12月17日以降海外不動産取得を目的としたものは許可しない扱いとす

昭和48年度下期設備投資修正計画(工事ベース)

(単位・億円、%)

	48年度					B/A	D/A	参 考				
	上期	下期						47年度実績 E	48年度計画 F	48年度修正計画 G	F/E 当初計画の 前年比	G/E 修正計画の 前年比
	実績見込み A	計画 B	調整額 C	調整率 C/B	修正計画 D=B-C	当初修正計画の 上期比	修正計画の 上期比					
電力	6,984	7,067	335	4.7	6,732	101.2	96.4	11,713	14,051	13,716	120.0	117.1
非鉄金属・鉱業	249	278	28	10.1	250	111.5	100.4	430	527	499	122.4	116.0
鉄鋼	2,932	3,811	323	8.5	3,488	130.0	119.0	6,563	6,743	6,420	102.7	97.8
石油精製	1,614	2,499	210	8.4	2,289	154.8	141.8	3,432	4,113	3,903	119.8	113.7
石油化学	582	1,130	129	11.4	1,001	194.1	172.0	1,080	1,713	1,584	158.6	146.7
合成繊維	251	324	19	5.9	305	128.8	121.5	451	575	556	127.5	123.3
自動車	2,118	2,534	321	12.7	2,213	119.6	104.5	3,419	4,651	4,330	136.1	126.6
電子・電気機械	1,358	1,532	173	11.3	1,359	112.8	100.1	1,778	2,890	2,717	162.5	152.8
紙・パルプ	878	960	90	9.4	870	109.3	99.1	1,239	1,837	1,747	148.3	141.0
セメント	675	882	85	9.6	797	130.5	118.1	855	1,557	1,472	182.2	172.2
アルミ製錬・圧延	369	576	64	11.1	512	156.1	138.8	567	946	882	166.9	155.6
小売	1,168	1,696	400	23.6	1,296	145.2	111.0	1,750	2,864	2,464	163.6	140.8
12業種計	19,180	23,289	2,177	9.3	21,112	121.4	110.1	33,277	42,469	40,292	127.6	121.1
その他業種計	6,155	7,944	1,000	12.6	6,944	129.1	112.8	9,368	14,099	13,099	150.5	139.8
合計	25,335	31,233	3,177	10.2	28,056	123.3	110.7	42,645	56,568	53,391	132.6	125.2

(注) 単位未満四捨五入のため、計または合計が合わない場合がある。

る。また49年1月7日以降は不動産業、サービス業等当面緊要と認められないものに対する貸付についても許可しない扱いとし、これと同時に外貨貸付比率を従来9割(円貨貸付比率1割)から5割(同5割)に引き下げる。

(6) 貿易外送金の一部規制(12月17日から実施)

イ. 海外渡航

海外渡航費はすべて為銀限りの承認(金額無制限)で処理されてきたが、1回の渡航につき3,000ドル(ただし留学生については、渡航後1回につき3,000ドルまでの追加送金が可能)までは為銀限りの承認で処理し、これを超えるものについては、日本銀行の許可を要する扱いに改める。

ロ. 小額送金

1件3,000ドル以下であれば送金目的を問わず自由に外貨送金できた、いわゆる小額送金の範囲を1件1,000ドル以下に引き下げる。

(7) 中長期現地貸付・現地借入保証に対する制限の廃止(12月17日から実施)

本邦為銀の行う期間1年超の現地貸付・現地借入保証のうち、当該貸付・保証により供給された外貨送金が本邦からの輸出代金として還流するものについて残っていた制限を全面的に撤廃する。

◇米ドル建輸入ユーザンス金利の改訂

本邦主要外国為替公認銀行では、ニューヨーク市場における一流銀行引受手形割引率の変更等に伴い、米ドル建輸入ユーザンス金利の最高限度を次のとおり改訂した。

(単位・年%)

	信用状つき		信用状なし	
	3か月以上	4か月以上	3か月以上	4か月以上
改訂前	11.000	11.000	11.250	11.250
12月12日以降	11.125	11.125	11.375	11.375
20日以降	11.000	11.000	11.250	11.250
26日以降	11.625	11.625	11.875	11.875